中華人民共和国商標法(仮訳)

11982 年 8 月 23 日第 5 回全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議可決、1983 年 3 月 1 日施行。1993 年 2 月 22 日第 7 回全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議第一次改正、国家主席第 69 号令 1993 年 7 月 1 日施行。2001 年 10 月 27 日第 9 回全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議第二次改正、国家主席第 59 号令、2001 年 12 月 1 日から施行。2013 年 8 月 30 日第 12 回全国人民代表大会常務委員会第 4 回会議第三次改正、2014 年 5 月 1 日施行。2019 年 4 月 23 日第 13 回全国人民代表大会常務委員会第 10 回会議により<中華人民共和国商標法>の条項を改正、2019 年 11 月 1 日施行。

第一章 総則

第1条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、 生産者と経営者が商品及び役務の品質を保証することを促し、商標の信用を維持し保護することに よって、消費者、生産者及び経営者の利益を保障 し、社会主義市場経済の発展を促進するために、 特に本法を制定する。

第 2 条 国務院工商行政管理部門商標局は全国 の商標登録及び管理業務を主管する。

国務院工商行政管理部門は、商標評審委員会 を設置し、商標紛争に係わる事項の処理に責めを 負う。

第3条 商標局の審査を経て登録が許可され商標を登録商標と言い、商品商標、役務商標、団体商標及び証明商標を含む。商標登録人は商標使用の専用権を享有し、法律上の保護を受ける。

本法にいう団体商標とは、団体、協会或いはその他の組織の名義で登録し、当該組織の構成員が商業活動における使用に供し、当該組織の構成員である資格を表示する標識を言う。

本法にいう証明商標とは、ある商品或いは役務に対して監督能力を有する組織に制御され、当該組織以外の単位或いは個人がその商品或いは役務に使用する場合、当該商品或いは役務の原産地、原料、製造方法、品質或いはその他の特定な品質を証明するための標識を言う。

団体商標、証明商標の登録及び管理に関する 特別の事項は国務院工商行政管理部門がこれを 規定する。

第4条 自然人、法人或いはその他の組織がその 生産経営活動中に、その商品或いは役務につい て、商標専用権を取得する必要がある場合、商標 局に商標登録の出願をしなければならない。使用 を目的としない悪意のある商標登録出願は、却下 しなければならない。

本法の商品商標に関する規定は役務商標にも適用する。

第5条2人以上の自然人、法人或いはその他の 組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、 共同で当該商標専用権の享有及び行使をすること ができる。

第6条 法律、行政法規が登録商標の使用を義務づけた商品については、必ず商標登録の出願をしなければならない。登録が認められていない場合、市場で販売することはできない。

第7条 商標の登録出願及び使用は、信義誠実の 原則を遵守しなければならない。

商標の使用者は、商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各クラスの工商 行政管理部門は商標管理を通じ、消費者をだます 行為を差止めなければならない。

第8条 自然人、法人或いはその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる標識、つまり、文字、図形、アルファベット、数字、立体標識、色彩の組合せ及び音声など、並びにこれらの要素の組合せを含む標識を商標として登録出願することができる。

第9条 登録出願する商標は、顕著な特徴を有し、 識別が容易であるとともに、他人が先に取得して いる合法的権利と衝突してはならない。

商標登録人は「登録商標」或いは登録済みの標記を使用する権利を有する。

第 10 条 次に掲げる標識を商標として使用することはできない。

- (1)中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、 軍旗、軍章、軍歌、勲章と同一若しくは類似するの もの、及び中央国家機関の名称、標識及びその所 在地の特定地名或いは標識となるような建築物の 名称、図形と同一のもの。
- (2)外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一或い は類似するもの。ただし、当該国政府 が同意して いる場合はこの限りでない。
- (3)各国政府間で組織する国際組織の名称、旗、徽章等と同一或いは類似するもの。ただし、当該組織が同意した場合、或いは公衆に容易に誤認させない場合はこの限りでない。
- (4)規制の実施や保証を表明する政府標識、検査印と同一或いは類似するもの。ただし、その権

限が与えられている場合はこの限りではない。

- (5)「赤十字」、「赤新月」の名称、標識と同一或いは類似したもの。
 - (6) 民族を差別する性格を帯びたもの。
- (7)欺瞞的性格を帯びているもの、大衆に商品 の品質等の特徴或いは産地を誤認させやすいも の。
- (8)社会主義での道徳、風習を害し、或いはその他の有害な影響を及ぼすもの。

県クラス以上の行政区画の地名或いは一般に知られた外国の地名を商標とすることができない。 ただし、その地名が別の意味を有する場合、或いは団体商標、証明商標の一部と構成する場合はこの限りではない。地理的商標として既に登録された商標は有効に存続する。

第 11 条 次に掲げる標識を商標登録することはできない。

- (1) 当該商品の普通名称、図形、型番にすぎないもの。
- (2)商品の品質、主要原料、効能、用途、重量、 数量及びその他の特徴を直接に表示にすぎない のもの。
 - (3) その他の顕著な特徴に欠けるもの。

前項に掲げる標識が使用により顕著な特徴を取得するとともに、容易に識別可能となった場合は、 商標登録することができる。

第 12 条 立体標識について商標の登録出願をする場合、商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を獲得するために必要な商品形状或いは商品に実質的な価値を具備させる形状である場合、登録することはできない。

第 13 条 関係公衆が熟知する商標について、所有者がその権利を侵害されたと認めた時、本法の規定により馳名商標としての保護を求めることができる。

同一或いは類似の商品について登録出願された商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣或いは翻訳したもので、混同を惹起しやすい場合、登録しないとともに、その使用を禁止する。

非同一或いは非類似の商品について登録出願された商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣或いは翻訳したもので、公衆に誤認させ、当該馳名商標登録人の利益に損害を与えうる場合、これを登録しないとともに、その使用を禁止する。

第 14 条 馳名商標は、当事者の請求に基づき、商標関連事件の処理にあたり、認定が必要な事実と

して認定を行わなければならない。 馳名商標の 認定には、次に掲げる要素を考慮しなければなら ない。

- (1)関連公衆の当該商標に対する認知度
- (2) 当該商標を継続的に使用した期間
- (3) 当該商標いかなる宣伝業務の持続期間、程度及び地域的範囲
 - (4) 当該商標が馳名商標として保護された記録
 - (5) 当該商標が著名であるその他の要素

商標登録の審査、工商行政管理部門の商標法 違反事件の処理手続において、当事者が本法第 13 条の規定に基づき権利を主張する場合、商標 局は事件の審査及び処理の必要から商標の馳名 状況について認定することができる。

商標争議処理手続において、当事者が本法第 13 条の規定に基づき権利を主張する場合、商標 評審委員会は事件処理の必要から商標の馳名状 況について認定することができる。

商標民事、行政事件の審理手続において、当事者が本法第 13 条の規定に基づき権利を主張する場合、最高人民法院の指定した人民法院は事件審理の必要から商標の馳名状況について認定することができる。

生産、経営者は、「馳名商標」の表示を商品、商品の包装または容器に、或いは広告宣伝・展覧及びその他の商業活動において、使用してはならない。

第15条 受任していない代理人或いは代表者が自分の名義で被代理人或いは被代表者の商標の登録出願を行い、被代理人或いは被代表者が異議の申立をした場合、これを登録しないとともに、使用を禁止する。

同一種類の商品或いは類似する商品について の商標登録出願と他人の先に使用している未登 録商標とが同一或いは類似し、出願人と当該他人 とが前項規定以外の契約、業務上の交流関係或 いはその他の関係があるため当該他人の商標の 存在を明らかに知っており、当該他人が異議申立 をした場合、その登録は認めない。

第 16 条 商標に商品の地理的標識を含み、当該商品が当該標識の表示する地域に由来しないだけでなく、公衆を誤認させる場合、これを登録しないだけでなく、使用を禁止する。ただし、善意取得による登録は有効に存続する。

前項にいう地理的標識とは、当該商品がその地域に由来することを表示し、当該商品の特定の品質、信用或いはその他の特徴が主に当該地域の自然的要素或いは文化的要因により形成された

標識を言う。

第 17 条 外国人或いは外国企業が中国で商標登録出願をする場合、その所属する国と中華人民共和国が締結した協定或いは双方が加盟する国際条約、或いは相互主義の原則に基づいて手続をしなければならない。

第 18 条 商標登録出願或いはその他の商標事項の手続をする場合、直接手続することも、法により設立された商標代理機構に手続きを委託することもできる。

外国人或いは外国企業が中国で商標登録出願 及びその他の商標事項の手続きをする場合、法に より設立された商標代理機構に手続きを委託しな ければならない。

第 19 条 商標代理機構は、信義誠実の原則に従い、法律、行政法規を遵守し、依頼人の委託事項の商標登録出願或いはその他の商標事項の手続を行わなければならない。代理手続中に知り得た依頼人の営業秘密については、秘密保持義務を負う。

依頼人の商標登録出願が本法に定める非登録 対象に該当する可能性がある場合、商標代理機 構は依頼人に対し明確に通知しなければならない。

商標代理機構は、依頼人の商標登録出願が本 法第4条、第15条及び第32条に定める対象に該 当することを知った、又は知り得た場合、その委託 を引き受けてはならない。

商標代理機構は、その代理役務についての商標登録出願する以外の、その他の商標登録出願をしてはならない。

第20条 商標代理業組織は規約の規定に基づき、 会員募集の条件を厳格に守り、自律規範に違反し た会員に対しては厳罰に処さなければならない。 商標代理業組織は、会員の募集状況及び会員に 対する懲戒状況を適時社会に公表しなければなら ない。

第 21 条 商標国際登録は、中華人民共和国が締結或いは参加している関連国際条約が確立した制度に準じるが、具体的な規則は国務院が規定する。 第二章 商標登録出願

第 22 条 商標登録出願人は規定の商品分類表に 基づき商標を使用する商品分類及び商品名称を 明記し、登録出願を提出しなければならない。

商標登録出願人は一出願で同一商標を多数の区分の商品に登録出願することができる。

商標登録出願などの関連書類に関して、書面方式或いは電子文書方式により提出することができる。

第 23 条 登録商標を使用範囲以外の商品に商標の専用権を取得する必要がある場合、別に登録出願をしなければならない。

第24条

登録商標の標識を変更する必要がある場合、新たに登録の出願をしなければならない。

第25条 商標登録出願人は、その商標を外国で初めて商標登録を出願した日より6月以内に中国で同一商品について同一商標の登録出願をする場合、その所属する国と中国が締結した協定、或いは双方が加盟する国際条約、或いは相互の優先権承認の原則に基づいて、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張する場合、商標登録を出願するときに書面で陳実するとともに、3カ月以内に最初に提出した商標登録出願書類の副本を提出しなければならない。声明書を提出しないか、或いは期限内に商標登録出願書類の副本が提出さない場合は、優先権を主張していないものと見做す。

第 26 条 商標が中国政府の主催或いは承認した 国際展示会に展示された商品で初めて使用され、 当該商品の展示日より 6 か月以内である場合、当 該商標の登録出願人は優先権を享受することがで きる。

前項の規定に基づき優先権を主張する場合、商標登録を出願するときに書面で申述するとともに、3 か月以内に当該商品が展示された展示会の名称、展示商品に当該商標を使用した証拠、展示期日などの証明書類を提出しなければならない。書面による声明を提出していないか、或いは期限内に証明書類を提出していない場合、優先権を主張していないものと見做す。

第 27 条 商標登録出願のために申告した事項及び提出した資料は真実、正確、完全でなければならない。

第三章 商標登録の審査及び認可

第28条 商標登録出願について、商標局は商標登録出願書類を受理した日から起算して9カ月以内に審査を完成しなければならず、本法の関連規程に符合する場合、初級審査を行い、これを公告する。

第29条 審査手続において、商標局が商標登録出願の内容に説明或いは補正の必要があると認めた場合、出願人に説明或いは補正することを求めることができる。出願人が説明或いは補正しない場合、商標局の審査決定に影響しない。

第 30 条 商標登録の出願が本法の関係規定を満

たさない場合、或いは同一の商品或いは類似する 商品に既に他人の登録がある場合、或いは初級 審査された商標と同一或いは類似している場合、 商標局は出願を拒絶し、公告しない。

第31条2人或いは2人以上の商標登録の出願人が同一種類の商品或いは類似する商品について、同一或いは類似する商標登録を出願した場合、先に出願された商標を初級審査後、公告する。同一日の出願については、先に使用された商標を初級審査後、公告する。その他人の出願は拒絶し、公告しない。

第 32 条 商標登録の出願は既存の他人の先の権利を侵害してはならず、他人が既に使用し一定の影響力のある商標を不正な手段で先に登録してもいけない。

第33条 初級審査後公告された商標に対して、公告日より3か月以内に、先の権利者、利害関係者は本法第13条第2項及び3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反と認められる場合、或いは何人も本法第4条、第10条、第11条、第12条、第19条第4項の規定に違反すると認められる場合、商標局に異議申立を提出することができる。公告期間が満了しても異議がなかった場合、登録を許可し、商標登録証を交付するとともに、これを公告する。

第 34 条 出願を拒絶、公告しない商標について、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人は不服がある場合、通知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審の申立ができる。商標評審委員会は申立を受理した日から 9 か月以内に決定を下すともに、書面で出願人に通知する。特殊事情により延長日が必要な場合、国務院工商行政管理部門の承認を経て、3 か月延長することができる。当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

第 35 条 初級審査後公告された商標の異議申立に対して、商標局は異議申立人及び被異議申立人から事実及び理由を聴取し、調査及び事実の確認の後、公告期間の満了日から起算して 12 カ月以内に登録を決定するかどうかの是非を下すとともに、異議申立人と被異議申立人に書面で通知しなければならない。特殊事情により延長日が必要な場合は、国務院工商行政管理部門の承認を経て、6 か月延長することができる。

商標局が登録の決定を下す場合、商標登録証 を交付し、そしてこれを公告する。異議申立人が不 服の場合、本法第 44 条、第 45 条の規定に基づき 商標評審委員会に当該登録商標の無効宣言を申 立てることができる。

商標局の登録しない決定に被異議申立人が不服の場合、通知を受領した日から起算して 15 日以内に商標評審委員会に再審を申立てることができる。商標評審委員会は申立を受理した日から起算して 12 カ月以内に再審の決定を下さなければならず、そして異議申立人及び被異議申立人に書面で通知する。特殊事情により延長日が必要な場合、国務院工商行政管理部門の承認を経て、6 か月延長することができる。被異議申立人が商標評審委員会の決定に不服の場合、通知を受領した日から30 日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標評審手続の異議申立人に第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

商標評審委員会は、前項の規定に基づく再審手続き中に、関係先行権利の確定を人民法院での審理中或いは行政機関の処理中の結果に依拠する必要がある場合、審理を中止することができ、中止原因が解消後、審理手続を再開しなければならない。

第36条 法定期限の満了までに、当事者が商標局の出願拒絶決定、登録却下決定に対して再審請求しない或いは商標評審委員会の再審決定に人民法院に提訴しない場合、出願拒絶決定、登録却下決定或いは再審決定は効力を生じる。

審査を経て異議が成立せず登録された商標について、商標登録出願人が商標専用権を取得する期間は、初級審査の公告の3か月の満了日より起算する。当該商標公告期間の満了日から起算して登録決定の裁定が下された日以前に、他人が同一或いは類似商品に当該商標と同一或いは類似する標識を使用した行為に対する遡及権は有しない。ただし、当該使用者の悪意により、商標登録人に損害を与えた場合は、賠償しなければならない。第37条 商標登録出願及び商標再審申立は速やかに審査を行わなければならない。

第 38 条 商標登録出願人或いは登録人は商標出願書類或いは登録書類に明らかな間違いがあることを発見した場合、訂正を申請することができる。商標局は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正するとともに、当事者に通知する。

前項でいう誤記の訂正には商標出願書類或い は登録書類の実質的な内容を含まない。

第四章 登録商標の更新、変更、譲渡と使用許諾 第39条 登録商標の有効期間は10年とし、当該 登録許可日から起算する。

第40条 登録商標の有効期間が満了し、継続して使用を必要とする場合、商標登録人は期間満了前12 月以内に規定に従い更新手続を行わなければならない。この期間に行わなかった場合、6 か月の猶予期間が与えられる。毎回の登録更新の有効期間は10年とし、当該商標の前回の有効期限の満了日の翌日を起算とする。期間が満了しても更新手続が行われていない場合、その登録商標を取消す。

商標局は更新登録商標を公告しなければならない。

第 41 条 登録商標の登録人の名義、住所或いは その他の登録事項の変更を必要とする場合、変更 の申請をしなければならない。

第42条 登録商標を譲渡する場合、譲渡人と譲受 人は譲渡契約を締結するとともに、共同して商標 局に申請をしなければならない。譲受人は当該登 録商標を使用する商品の品質を保証しなければな らない。

登録商標の譲渡する場合、商標登録人は、その 同一種類の商品に登録した類似商標、或いは類 似商品に登録した同一或いは類似商標を一括して 譲渡しなければならない。

混同或いはその他の不良な影響の生じさせや すい譲渡を商標局は許可せず、書面で申立人に 通知し理由を説明する。

登録商標の譲渡は審査され許可された後、これ を公告する。譲受人は公告日から商標の専用権を 享有する。

第 43 条 商標登録人は商標使用許諾契約を締結 することで、他人にその登録商標の使用を許諾す ることができる。許諾者は被許諾者がその登録商 標を使用する商品の品質を監督しなければならな い。被許諾者は当該登録商標を使用する商品の 品質を保証しなければならない。

他人の登録商標の使用許諾を受けている場合、 その登録商標を使用する商品に被許諾者の名称 及び商品の産地を明記しなければならない。

他人にその登録商標の使用を許諾する場合、 許諾者はその商標使用許諾を商標局に届出なければならず、商標局は公告する。商標使用許諾が 届出されていない場合、善意の第三者に対抗する ことができない。

第五章 登録商標の無効宣言

第44条登録された商標が本法第4条、第10条、 第11条、第12条、第19条第4項の規定に違反 しているか、或いは欺瞞的な手段或いはその他の 不正な手段で登録を取得した場合、商標局は当該 登録商標の無効を宣言する。その他の単位或い は個人は商標評審委員会に当該登録商標の無効 の宣言を請求することができる。

商標局は、登録商標の無効宣告を決定した場合、 当事者に書面で通知しなければならない。当事者 は、商標局の決定に不服の場合、通知の受領日 から起算して 15 日以内に、商標評審委員会に再 審を申立てることができる。商標評審委員会は申 立を受理した日から起算して 9 ヶ月以内に裁定を 下すとともに、当事者に書面で通知しなければなら ない。特殊事情により延長日が必要な場合は、国 務院工商行政管理部門の承認を経て、3 か月延長 することができる。当事者は商標評審委員会の裁 定に不服の場合、通知の受領日から起算して 30 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

その他の事業単位、或いは個人は商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求した場合、商標評審委員会は請求を受理後、関連当事者に書面で通知するとともに、期限を定めて答弁書を提出の受領日から起算して9ヶ月以内に登録商標の維持或いは無効の裁定を下すとともに、当事者に当事者に当か必要な場合は、国務院工商行政管理部門の承認を経て、3か月延長することができる。当事者は商標評審委員会の裁定に不服の場合、通知の受領日から起算して30日以内に人民法院に新設を提起することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第45条 登録された商標が本法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反している場合、商標の登録日より5年以内に、先の権利者或いは利害関係者は商標評審委員会に当該登録商標の無効宣言を請求することができる。悪意による登録の場合、著名商標の所有者は5年間の時間制限を受けない。

商標評審委員会は登録商標の無効宣言請求を 受けた後、関連当事者に書面で通知するとともに、 期限を定めて答弁書を提出させなければならない。 商標評審委員会は請求の受理日から起算して 12 ヶ月以内に登録商標の維持又は無効の裁定を下 すとともに、当事者に書面で通知しなければならない。 特殊事情により延長日が必要な場合は、国務 院工商行政管理部門の承認を経て、6 か月延長す ることができる。当事者は商標評審委員会の裁定 に不服の場合、通知の受領日から起算して 30 日 以内に人民法院に訴訟を提起することができる。 人民法院は、商標裁定手続きの相手方当事者に 第三者として訴訟に参加するよう通知しなければ ならない。

商標評審委員会は前項の規定に基づき無効宣言請求の審理において、関係先行権利の確定について、人民法院が審理中の事件或いは行政機関が処理中の事件の結果を根拠とする必要がある場合、審理を中止することができる。中止原因が解消後、審理手続を再開する。

第 46 条 法定期間満了後、当事者が商標局の登録商標の無効宣告裁定に対して不服審判を請求しない、或いは商標評審委員会の不服審判の裁定、登録商標の維持・無効宣告の裁定に対して人民法院に訴訟を提起しない場合、商標局の裁定、又は商標評審委員会の不服審判の審決、裁定は効力を生ずる。

第 47 条 本法第 44 条、第 45 条の規定により無効 が宣告された登録商標に対して、商標局は公告し、 当該登録商標の専用権は最初から存在しなかっ たものと見做す。

登録商標の無効宣告決定或いは裁定は、無効 宣告前に人民法院が決定するとともに、執行した 商標権侵害事件の判決、裁定、調停書、及び工商 行政管理部門が決定するとともに、執行した商標 譲渡又は使用許諾契約に対して遡及力を有しない。 ただし、商標登録人の悪意により他人に損害を与 えた場合、賠償しなければならない。

前項の規定に基づき、商標権侵害の賠償金、商標譲渡費用、商標使用費用を返還しなければ、公平の原則に明らかに違反する場合、全部或いは一部を返還しなければならない。

第六章 商標使用の管理

第48条 本法にいう商標の使用とは、商標を商品、 商品の包装若しくは容器及び商品取引文書上で 用い、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動 において用いる、商品の出所の識別のための行為 を言う。

第49条 商標登録人が登録商標の使用において、 自ら登録商標、登録人名義、住所或いはその他の 登録事項を変更した場合、地方の工商行政管理 部門は期限を定めて是正を命じる。期限が満了し ても是正されない場合、商標局はその登録商標を 取消す。

登録商標がその指定商品の通用名称となった、 或いは正当な理由がなく継続して3年間使用され ていない場合、いかなる単位或いは個人も商標局 に当該登録商標の取消を請求することができる。 商標局は請求を受領した日から起算して 9 ヶ月以 内に決定を下さなければならない。特殊事情により 延長日が必要な場合は、国務院工商行政管理部 門の承認を経て、3 か月延長することができる。

第 50 条 登録商標が取消され、無効宣言され、或いは期間満了し更新されない場合、取消、無効宣言、或いは消滅の日から起算して 1 年以内、商標局は当該商標と同一或いは類似する商標登録出願について、認めない。

第51条 本法第6条の規定に違反する場合、地方の工商行政管理部門は期間を定めて登録出願を命じ、非合法営業額が5万元以上の場合は、非合法営業額の20%以下の罰金を科すことができ、非合法営業額がないか5万元未満の場合は、1万元以下の罰金を科すことができる。

第52条 登録されていない商標を登録商標と偽って使用、或いは本法第10条の規定に違反して登録されていない商標を使用した場合、地方の工商行政管理部門が阻止し、期限を定めて是正を命じるとともに、通報することができ、非合法営業額が5万元以上の場合は、非合法営業額の20%以下の罰金を科すことができ、非合法営業額がないか5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。

第53条 本法第14条第5項の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門が是正を命じ、罰金10万元を科す。

第54条 商標局の登録商標取消或いは権利維持の決定に対して、当事者が不服の場合、通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会に再審を申立てることができる。商標評審委員会は申立の受領日から起算して9カ月以内に裁定を下すとともに、書面で当事者に通知する。特殊事情により延長日が必要な場合は、国務院工商行政管理部門の承認を経て、3か月延長することができる。当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から起算して30日以内に、人民法院に提訴することができる。

第55条 法定期限の満了までに、当事者が商標局の登録商標取消決定に再審を申立てしない或いは商標評審委員会の再審決定を人民法院に提訴しない場合、登録商標の取消決定、再審の決定は効力を生じる。

取消された登録商標は、商標局がこれを公告し、 当該登録商標の専用権は公告日を以て終了する。 第七章 登録商標専用権の保護

第56条 登録商標の専用権は、登録が認められた

商標及び当該使用が指定された商品に限られる。 第 57 条 次に掲げる行為の何れか一つがある場合、登録商標専用権の侵害とする。

- (1)商標登録人の許諾なく、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用している場合。
- (2)商標登録人の許諾なく、同一の商品にその 登録商標と類似する商標を使用している、或いは 類似する商品にその登録商標と同一或いは類似 する商標を使用し、誤認混同しやすくしている場合。
- (3)登録商標専用権を侵害する商品を販売している場合。
- (4)他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造している場合、或いは偽造、無断で製造された他人の登録商標の標識を販売している場合。
- (5)商標登録人の許諾を得ず、その登録商標を変更するとともに、当該変更商標を使用した商品を市場に投入している場合。
- (6) 故意に他人の商標専用権に対する侵害行為に便宜を図り、他人による商標専用権侵害行為を幇助した場合。
- (7)他人の登録商標専用権にその他の損害を 与えている場合。

第58条 他人の登録商標、登録されていない馳名 商標を企業名称中に屋号として使用し、公衆を誤 解させ、不正競争行為を構成した場合は、「中華人 民共和国不正当競争法」に基づき処理する。

第59条 登録商標中に本商品の一般名称、図形、 型番、若しくは直接商品の品質、主要原料、効能、 用途、重量、数量及びその他の特徴点が含まれる、 或いは地名が含まれる場合、登録商標専用権者 は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

立体登録商標中に商品自体の性質からなる形状、技術的効果を得るために必要な商品の形状或いは商品に実質的価値を付与する形状が含まれる場合、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

商標登録人が商標登録出願するより前に、他人が同一又は類似の商品に商標登録人より先に登録商標と同一或いは類似する商標を使用するとともに、ある程度の影響を有するようになった場合、商標登録専用権者は当該使用者が原範囲内で当該商標を継続使用することを禁止する権利を有しない。但し、適切な識別標識を追加することを求めることはできる。

第60条 本法第57条に掲げる登録商標専用権を 侵害する行為の何れかで紛争が起きた場合、当事 者は協議により解決する。協議をしないか、或いは 協議が成立しない場合、商標登録人或いは利害 関係者は人民法院に提訴するか、工商行政管理部門に処理を請求することができる。

工商行政管理部門が処理を行い権利侵害行為が成立すると認定した場合、直ちに侵害行為の停止を命じ、侵害商品と権利侵害商品の製造、登録商標標識の偽造工具を没収、廃棄する。非合法営業額が5万元以上の場合は、非合法営業額の5倍以下の罰金を科すことができ、非合法営業額がないか5万元未満の場合は、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に2回以上の商標侵害行為或いはその他の重大な情状がある場合は、より厳重な処罰を科さなければならない。登録商標専用権を侵害することを知らずに商品を販売した場合、当該商品を自ら合法的に取得したことを証明するとともに提供者を説明した場合、工商行政管理部門は販売停止を命じる。

商標権侵害の賠償額について争議がある場合、 当事者は工商行政管理部門に調停を請求するか、 「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき人民法院 に提訴することができる。工商行政管理部門によ る調停でも協議が成立しない、或いは調停書発効 後に履行されない場合、当事者は、「中華人民共 和国行政訴訟法」により人民法院に提訴すること ができる。

第61条 登録商標専用権を侵害する行為に対して、 工商行政管理部門は法律に基づき取締りをする権限を有する。犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機関に移送し法により処理しなければならない。 第62条 県クラス以上の工商行政管理部門は、既に入手済みの違法の嫌疑がある証拠或いは通報より、他人の登録商標専用権の侵害にかかる嫌疑行為を取調べる時、以下に掲げる職権を行使することができる。

- (1)関係当事者を尋問し、他人の登録商標専用権 侵害に関する状況を取り調べること。
- (2) 当事者と侵害行為に関係する契約、領収書、 帳簿及びその他の関係資料を閲覧し、写しを撮る こと。
- (3) 当事者が他人の登録商標専用権侵害嫌疑行為の場所を現場検証すること。
- (4)侵害行為に関係する物品を検査すること、他人が登録商標専用権を侵害した証明となる証拠の物品に対し封印或いは差押えることができること。

工商行政管理部門が法により前項に規定する 職権を行使する際、当事者は援助、協力しなけれ ばならず、拒絶し、妨害してはならない。

商標権侵害事件手続において、商標権帰属の 争議があるか、或いは権利者が同時に人民法院 に商標権侵害を提訴した場合、工商行政管理部門 は事件の処理を中止することができる。中止原因 が解消後、事件処理手続を再開或いは終結しなけ ればならない。

第 63 条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失に基づき確定する。実際の損失を確定することが困難な場合、侵害者が侵害により得た利益に基づき確定することが困難な場合、当該商標の使用許諾費用の倍数を参照して、合理的に確定することが下きる。悪意による商標権侵害で重大な事情がある場合、上述の方法で確定した金額の 1 倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額には、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出が含まれなければならいない。

人民法院は賠償額を確定するために、権利者が既に挙証に尽力したが、侵害行為に関わる帳簿、資料が主に侵害者に掌握される状況にある場合、侵害者に賠償額を確定するために侵害行為に関わる帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しない、或いは偽造の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供証拠を賠償額の確定に参考とすることができる。

権利者の実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾費用を確定することが困難な場合、人民法院は侵害行為の事情に基づき、500万元以下の賠償を命じる。

人民法院は商標紛争事件を審理する場合、権利者の請求に応じ、登録商標を盗用した商品に対して、特殊な情況の場合を除き、廃棄を命じる。登録商標を盗用した商品の製造のために主に使用された材料、工具に対して、廃棄を命じるとともに補償もしない。或いは特殊な状況の場合、前述の材料、工具のビジネスルートで流通させることを禁じるとともに補償もしない。

登録商標を盗用した商品は盗用した登録商標が取り除かれてビジネスルートで流通してはならないものとする。

第 64 条 登録商標専用権者が賠償請求し、被告侵害者が登録商標専用権者の登録商標不使用による抗弁をする場合、人民法院は登録商標専用権者に直近 3 年間の登録商標の実際の使用証拠の提出を要求することができる。登録商標専用権者が直近 3 年間の当該登録商標の実際の使用、侵害行為によるその他の損失を被ったことを証明できない場合、被告当事者は賠償の責を負わない。

登録商標専用権を侵害する商品であることを知

らずに販売した場合、当該商品を自ら合法的に取得したこととともに、提供者の説明ができる場合、 賠償の責を負わない。

第 65 条 商標登録人或いは利害関係者は他人が その商標専用権の侵害行為を現に行っているか、 或いはまさに行おうとしていることを証明する証拠 を有し、直ちに差止めなければ、その合法的権益 が補填不能な損害を被るおそれがある場合、法に より提訴前に人民法院に関連行為の停止と財産 保全措置命令を採るよう請求することができる。

第66条 権利侵害行為を差止める場合、証拠が喪失のおそれ或いは今後入手が困難である状況がある場合、商標登録人或いは利害関係者は法により提訴前に人民法院に証拠保全の申立をすることができる。

第67条 商標登録人の許諾なく同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成する場合、被侵害者の被った損害を賠償するほかに、法により刑事責任を追及する。

他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、 或いは偽造し、無断で製造した登録商標の標識を 販売し、犯罪を構成する場合、被侵害者の被った 損害を賠償するほかに、法により刑事責任を追及 する。

登録商標を盗用した商品と知りながら販売し、 犯罪を構成する場合、被侵害者の被った損害を賠 償するほかに、法により刑事責任を追及する。

第68条商標代理機構に次の各号の行為の一つがある場合、工商行政管理部門は期限を定めて是正を命じ、警告を発し、1万元以上 10 万元以下の罰金を科す。直接の責任主管者とその他の直接責任者に警告を発し、5 千元以上 5 万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究する。

(1)商標事項の手続において、法律書類、印鑑、 署名を偽造、変造、或いは偽造、変造したものを使 用している場合:

(2)他の商標代理機構を誹謗するなどの手段により商標代理業務の勧誘を図る、或いはその他の 不正な手段により商標代理市場の秩序を撹乱している場合;

(3)本法第4条、第19条第3項、第4項の規定に違反している場合;

商標代理機構に前項に定める行為がある場合、 工商行政管理部門は、信用保存書に記録する。情 状が重大の場合、商標局或いは商標評審委員会 は、更にその商標代理業務の受理と手続停止を決 定することができ、これを公告する。 商標代理機構が信義誠実の原則に違反し、依頼人の合法的利益を侵害した場合、法により民事責任を負わせるとともに、商標代理業組織は規約の規定に基づき懲戒する。

悪意のある商標登録出願について、情状により 警告、罰金などの行政処罰を科す。悪意のある商 標訴訟の提起について、人民法院は法に基づき処 罰を科すものとする。

第69条 商標登録、管理及び再審業務に従事する 国家機関の公務員は必ず私情なく公平に法律を 執行し、清廉で自らを律し、職務に忠実で、文明的 に服務しなければならない。

商標局、商標評審委員会及び商標登録、管理 及び再審業務に従事する国家機関の公務員は商 標代理業務及び商品生産販売活動に従事しては ならない。

第70条 工商行政管理部門は健全な内部監査制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務に責めを負う国家機関の公務員の法律、行政法規の執行及び規律の遵守状況について、監督、検査をし

なければならない。

第71条 商標登録、管理及び再審業務に従事する 国家機関の公務員は、職責を軽んじ、職権を濫用 し、情実のために不正行為を行い、商標登録、管 理及び再審に違法な手続き行い、当事者から財物 を受取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成した 場合、法により刑事責任を追及する。なお、犯罪を 構成しない場合は、法により処分をする。

第八章 付則

第 72 条 商標登録出願及びその他の商標事務手 続をする場合、手数料を納付しなければならず、具 体的な手数料の基準は別に定める。

第73条 本法は1983 年3 月1 日より施行する。 1963 年 4 月 10 日国務院が公布した「商標管理 条例」は同時に廃止する。その他の商標管理に関 連する規定が本法と抵触する場合、同時に失効す る。

本法の施行前に既に登録された商標は継続して有効とする。